

1 業 務 名 称	高槻市集会所貸付関係資料等の電子化業務
2 履 行 場 所	高槻市桃園町 2 番 1 号 高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室
3 業 務 概 要	集会所貸付関係資料及び市有財産全筆調査票の電子化等 ・集会所貸付関係資料及び市有財産全筆調査表の電子化 ・集会所貸付関係資料のデータベース化及びリンクの設定 ・市有財産全筆調査票のリネーム ・作業マニュアルの作成
4 履 行 期 間	契約締結日 から 令和 8 年 3 月 2 3 日 まで
5 入 札 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和 7 年度入札参加資格者名簿に登録されていること。(ただし、必要書類が提出されていること。また、令和 7 年度新規登録業者でないこと。) (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) ISO/IEC 27001 に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークの認証を受けていること。 (5) 本業務に従事する管理責任者が JIMA 認定の文書情報管理士 2 級以上を有していること。
6 現 場 説 明	入札参加申請書の提出時に、アセットマネジメント推進室にて集会所貸付関係資料及び市有財産全筆調査票の確認を行うこと。
7 入札参加申請必要書類	(1) 制限付一般競争入札参加申請書
8 申請書、仕様書等の取得方法	高槻市のホームページ(アセットマネジメント推進室内) からダウンロードすること。 https://www.city.takatsuki.osaka.jp//site/nyusatsu-keiyaku/156379.html
9 入札参加申請書の提出	(1) 提出方法 : 上記 7 入札参加申請必要書類を持参すること。 (2) 提出場所 : 高槻市役所 本館 5 階 アセットマネジメント推進室 令和 7 年 7 月 1 6 日 (水) 午前 9 時から (3) 提出期間 : 令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) 午後 5 時まで
10 入札参加資格の審査	入札参加申請必要書類により入札参加資格を審査し、その結果、入札参加資格を認めない申請者には令和 7 年 7 月 3 0 日 (水) までに通知する。
11 設計図書に対する質問及び回答	(1) 質問の方法 : 設計図書に対する質問がある場合は、質問回答書を用いて、メールにより提出すること。 E-mail: tak8867@city.takatsuki.osaka.jp (2) 質問受付期限 : 令和 7 年 7 月 2 3 日 (水) 午後 5 時まで (3) 回答日及び方法 : 令和 7 年 7 月 2 5 日 (金) 高槻市ホームページ(アセットマネジメント推進室内)に掲載 https://www.city.takatsuki.osaka.jp//site/nyusatsu-keiyaku/156379.html

12 入 札 日 時 等	(1) 入札日時 : 令和7年8月5日(火) 午後2時00分 (2) 入札場所 : 高槻市役所 本館4階 入札室
13 入札書記載方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
14 保 証 金	(1) 入札保証金 : 免除 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (2) 契約保証金 : 必要 (契約金額の5%以上。ただし、高槻市財務規則の定めるところにより、納付が免除となることがある。)
15 予 定 価 格	非公開
16 最 低 制 限 価 格	設定なし
17 支 払 方 法	1回払いとする。
18 支 払 条 件	(1) 前金払 : 無 (2) 部分払 : 無
19 入札成立の条件	○ 必要応募者数 : 応募時点で、応募者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。
20 その他	(1) 代表者の方が入札に来られるときは、代表者印が必要です。 (2) 代表者以外の方が入札に来られるときは、委任状が必要です。 また、入札に参加される方の印鑑を持参ください。
21 落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定 : 開札の結果、予定価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。 (2) 最低入札者が複数の場合 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
22 落 札 者 の 決 定	落札候補者の参加資格の再確認 : 落札候補者について、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。
23 契 約 書	○ 契約書の作成 : 本市の定める様式により作成を要する。
24 無 効 の 入 札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 (2) 予定価格を上回る入札。 (3) 入札参加資格を確認された者であっても、開札時点までに高槻市物品売買業者指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

高槻市桃園町2番1号
 高槻市 総合戦略部 アセットマネジメント推進室
 電話 072-674-7688 FAX 072-661-3198
 高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>